

給実甲第1357号

令和7年4月1日

人事院事務総長

給実甲第197号の一部改正について（通知）

給実甲第197号（特殊勤務手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
十四の三 国際緊急援助等手当（規則第30条）関係 （略）	十四の三 国際緊急援助等手当（規則第30条）関係 （略）
<u>十四の四 船員作業手当（規則第31条の2）関係</u>	（新設）
<u>1 規則第31条の2第1項の「船員」とは、海事職俸給表(一)若しくは海事職俸給表(二)の適用を受ける職員又は公安職俸給表(二)若しくは医療職俸給表(一)の適用を受ける職</u>	

員で船舶に乗り組むものをいう。

2 規則第31条の2第1項の「航  
海中の船舶において行う業務で人  
事院が定めるもの」は、船長業  
務、船舶の運航業務、主機関の運  
転業務、船上作業に付随する庶務  
関係業務、無線通信業務、乗組員  
の医療業務その他これらに類する  
ものとする。

以 上